

医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、政府が医療機関及び薬局に無償で提供します。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要な**資格確認端末**の購入・導入 - **KimsNetwork**
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込む**パッケージソフト**の購入・導入 - 電子カルテ会社
- ・ オンライン資格確認に必要なオンライン請求回線の導入、既存の**オンライン請求回線の増強** - **KimsNetwork**
- ・ オンライン資格確認の導入に必要な**レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等** - 電子カルテ会社

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

※ 既存のオンライン請求の回線に加え、診察室で確認が必要な場合、回線増強と専用の通信機器の導入が必要です。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 1/2 を補助	32.1万円を上限 に補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その 3/4 を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その 1/2 を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その 1/2 を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その 1/2 を補助		

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

※ 詳細については次のURLを参照してください。 <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>